

別紙 審査項目及び審査基準

1 評価項目

評価は、「① 提出書類の審査」及び「② プレゼン審査」にて行い、合計点の一番高い者を受託候補者として選定する。

なお、評価項目ごとの詳細については、記「2」以降に記載。

評価項目		配点
① 提出書類による審査	書類審査＜事務局にて審査＞	20 点
	見積額による評価＜事務局にて審査＞	30 点
② プレゼン審査＜①については審査委員に事前に確認いただく＞		50 点

最低基準点 70 点

2 書類審査（事前に提出いただく書類をもって審査） 20 点

提出された様式第 5 号から様式第 12 号までの内容を踏まえ、各ルートで共通する運行事業者の安全面の取り組み、緊急時の備え等を以下の項目及び評価内容をもとに書類審査する。審査結果については、審査会で審議し、決定する。

評価項目	評価内容	得点
行政処分や重大事故の発生状況	過去 3 年間のうちに、国土交通省から受けた処分の有無	/ 1 点
	過去 3 年間のうちに発生した事故の状況（※自動車事故報告規則第 2 条の事故をいう。）	/ 1 点
運転業務員の管理	専属運転手及び交代要員（予定者を含む。）の無事故・無違反での運転履行年数（令和 7 年 4 月 1 日を基準日とした遡及年数。複数名いる場合は、平均値とする。）	/ 3 点
	国土交通省告示第 1676 号「旅客自動車運送事業者が自動車の運転者に対して行う指導及び監査の指針」に基づく、定期的な運転者教育の実施回数	/ 3 点
	運転手等の医療機関による定期健康診断の実施計画内容 ①法定の定期健康診断（11 項目）の受診有無 ②脳 MRI・CT 等の専門検査の年 1 回以上の実施有無	/ 2 点
運行の安全教育への取り組み	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）の取り組み状況	/ 3 点
先進安全自動車	次の各装置を有する車両の導入状況	/ 3 点

(ASV) の導入状況	①衝突被害軽減ブレーキ ②ふらつき警報 ③横滑り防止装置 (ESC)	
業務使用予定車両の状況	本業務に使用予定専用車両の新規購入 (初度登録年) からの経過年数 (令和 7 年 4 月 1 日を基準日とする。)	/ 5 点
安全対策	「貸切バス事業者の安全情報」に関する国土交通省への報告の有無	/ 1 点
	スクールバスとして使用予定車両のデジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの設置の有無	/ 1 点
事故・災害発生時の体制 (連絡体制を含む)	①緊急の事態にも対応できる運行管理体制の確立の有無 ②道路輸送法 (昭和 26 年号外法律第 183 号) に基づく運行管理者が不在時の対応マニュアル策定の有無	/ 2 点
	道路輸送法 (昭和 26 年号外法律第 183 号) に基づく運行管理補助者及び整備管理補助者の両方の選任の有無	/ 1 点
予備車両保有の状況	業務使用予定車両の故障時等における自社保有の代替車両の有無及び当該車両のデジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの設置有無	/ 1 点
事故に係る損害賠償能力	事故に係る損害賠償能力 (任意保険の加入状況)	/ 3 点
合計		/ 30 点
得点 : 合計 / 1.5		/ 20 点

※ 小数点以下切り捨て

※ 専属運転手については、他ルートで運行予定のある者は記載しないこと。

※ 交代要員については、他ルートでの交代要員と重複しても構わない。

※ 提出する様式に専属運転手及び交代要員として、記載のない運転手による本業務の運行は、原則として認めないものとする。ただし、天災その他やむを得ないと主管課が認める事情があればその限りではない。

※ 本業務使用予定車両については、他ルートで使用予定のない車両を記載すること。

※ 代替車両については、他ルートの代替車両と重複しても構わない。

※ 提出する様式に業務使用予定車両及び代替車両として、記載のない車両については、本業務での使用は、原則として認めないものとする。ただし、天災その他やむを得ないと教育委員会が認める事情があればその限りではない。

3 見積額による評価 30 点

見積書（様式 3 号）及び上天草市立小中学校統合地区スクールバス運行業務計算表（様式第 4 号）の内容をもとに、以下の計算方式により、評価する。

評価（点数）のつけ方（※小数点以下切り捨て）

$$30 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低価格}}{\text{提出価格}} \right)^2$$

※ 下限額

コンピューター車 距離制単価：90 円 時間制単価：4, 170 円

小型車 距離制単価：110 円 時間制単価：4, 690 円

改定後の法定下限額の適用については、契約後に市と事業者双方の協議の上、調整を予定。本業務の見積額の算定については、改定前の下限額をもとに行うこと。

※ 年間契約特例の適用有無

年間契約特例を適用せずに、見積額を算出すること

※ 車庫の要件

道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の告示・通達による基準を満たし、一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可等を受けた車庫のことであり、かつ、運転手が乗務を開始・終了する車庫であること。また、令和 7 年 4 月 1 日を起算日として、許可を受けてから 3 年以上経過する車庫であること。

4 プレゼン審査（個別ルートで評価する項目を審査） 50 点

事業提案者は、上天草市立小中学校統合地区スクールバス運行業務プレゼン書（様式第 13 号）の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行う。また、以下の項目ごとの評価基準をもとに評価する。

評価項目	評価基準	配点
業務に対する理解や考え方	事業者として、スクールバス運行管理業務を行う上での、考え方や方針は、十分なものであるか。	10
危険箇所（地域特性）の把握	各ルートにおいて、地域の特性を押さえており、危険な場所など課題を把握しているか。	15
安全対策の工夫	各ルートの各乗降所において、地域特性を踏まえ、児童生徒の乗せおろし時の安全対策を具体的に考え	15

	ているか。	
児童の特性に応じた配慮	低学年児童への安全・安心な対応やルートごとに児童が安心して乗車できる環境づくり（指導方法、座席配置、車内掲示など）を具体的に考えているか。	10

プレゼン審査における点数のつけ方

評 価	得 点
当該評価項目において優れている。	配点×1.0
当該評価項目においてやや優れている。	配点×0.8
当該評価項目において普通である。	配点×0.6
当該評価項目においてやや劣っている。	配点×0.4
当該評価項目において劣っている。	配点×0.2

※各審査員の持点を50点とし、各審査員が評価した点数の平均点をプレゼン審査での得点とする。

5 その他。

- （１） 点数が同点となった場合は、見積書の金額が低いものを受託候補者とする。
- （２） 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- （３） 提案者が1者のみの場合であっても審査を行い、合計点が70点を得た場合は、受託候補者として選定し、満たない場合は、受託候補者として選定を行わないこととする。